

議案第63号

鹿屋市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正
について

鹿屋市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のよ
うに改正する。

令和5年11月24日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

鹿屋市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年鹿屋
市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項後段を削る。

第12条第4項後段を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の鹿屋市会計年度任用職員の給与、
旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令
和5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の鹿屋市会計年度任用
職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、
改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

令和5年8月7日に行われた人事院勧告を踏まえ、会計年度任用職員の報酬等を
一般職の職員の給与改定に準じて改定したいので、本案を提出するものである。